○中部地方整備局告示第六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 二十三号　名古屋市港区宝神五丁目九〇一番一から同市港区宝神町字屋敷六九六番まで　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○中部地方整備局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市緑区大高町字神戸四二番から同市緑区大高町字神戸三四番一まで	前	四一・三一～七四・八一メートル	〇〇・一三九キロメートル
	後	四一・三一～七四・八一メートル	〇〇・一三九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 二十三号　名古屋市緑区大高町字西森前二三番一から同市緑区大高町字折戸八番一まで　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○中部地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高山市一之宮町字石原五四五七番一四から同市一之宮町字石原五四八六番一まで	前	二四・八〇～三〇・四〇メートル	〇〇・一〇三キロメートル
	後	一〇・六〇～一七・二〇メートル	〇〇・一〇三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 二十三号　豊橋市梅薮町字平田四番から同市梅薮町字平田二九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市三和町菟原中小字ソヲガ前三四一番一から同市三和町菟原下小字小谷五三八番一まで	前	八・二七～二三・三七メートル	一・一四四キロメートル
	後	一〇・六四～二〇・八三メートル	一・一四四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 九号　福知山市三和町菟原中小字ソヲガ前三四一番一から同市三和町菟原下小字小谷五三八番一まで　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
舞鶴市字公文名小字ドウ上三一〇番地内	前	一二・五二～一二・六四メートル	〇〇・〇一二キロメートル
	後	一一・二〇～一一・二九メートル	〇〇・〇一二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所